

## 平成27年矢巾町議会定例会8月会議目次

議案目次	1
第1号(8月12日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○地方自治法第121条により出席した説明員	4
○職務のために出席した職員	4
○開議	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会議期間の決定	5
○請願・陳情等の審査報告	5
27請願第5号 「国際平和支援法案」と「平和安全法制整備法案」の撤回と 廃案を求める請願 (総務常任委員長報告)	
27要望第2号 消費税増税に伴う養護老人ホームの措置費の単価改定について て (教育民生常任委員長報告)	
○議案第51号 矢巾町いじめ問題対策委員会設置条例の制定について	9
○議案第52号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の 一部を改正する条例について	15
○議案第53号 平成27年度矢巾町一般会計補正予算(第4号)について	16
○発議案第15号 「国際平和支援法案」と「平和安全法制整備法案」の撤回と廃 案を求める意見書の提出について	19
○閉議	20
○署名	21

# 議 案 目 次

平成 27 年矢巾町議会定例会 8 月会議

1. 請願・陳情等の審査報告
  - 27 請願第 5 号 「国際平和支援法案」と「平和安全法制整備法案」の撤回と廃案を求める請願
  - 27 要望第 2 号 消費税増税に伴う養護老人ホームの措置費の単価改定について
2. 議案第 51 号 矢巾町いじめ問題対策委員会設置条例の制定について
3. 議案第 52 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
4. 議案第 53 号 平成 27 年度矢巾町一般会計補正予算（第 4 号）について
5. 発議案第 15 号 「国際平和支援法案」と「平和安全法制整備法案」の撤回と廃案を求める意見書の提出について



平成27年矢巾町議会定例会8月会議議事日程（第1号）

平成27年8月12日（水）午前10時開議

議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会議期間の決定
- 第 3 請願・陳情等の審査報告
- 27請願第5号 「国際平和支援法案」と「平和安全法制整備法案」の撤回と廃案を求める請願
- 27要望第2号 消費税増税に伴う養護老人ホームの措置費の単価改定について
- 第 4 議案第51号 矢巾町いじめ問題対策委員会設置条例の制定について
- 第 5 議案第52号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第53号 平成27年度矢巾町一般会計補正予算（第4号）について
- 第 7 発議案第15号 「国際平和支援法案」と「平和安全法制整備法案」の撤回と廃案を求める意見書の提出について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

1番	赤丸秀雄	議員	2番	水本淳一	議員
3番	廣田清実	議員	4番	高橋安子	議員
5番	齊藤正範	議員	6番	村松信一	議員
7番	昆秀一	議員	8番	藤原梅昭	議員
9番	川村農夫	議員	10番	山崎道夫	議員
11番	高橋七郎	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員
15番	藤原由巳	議員	16番	藤原義一	議員

18番 廣田光男 議員

欠席議員（1名）

17番 米倉清志 議員

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造 君	副町長	伊藤清喜 君
総務課長	山本良司 君	企画財政課長	川村勝弘 君
税務課長 兼会計管理者	佐藤健一 君	生きがい推進 課長	菊池由紀 君
住民課長	村松康志 君	農林課長 兼農業委員会 事務局長	高橋和代志 君
道路都市課長	菅原弘範 君	区画整理課長	藤原道明 君
商工観光課長	浅沼仁 君	上下水道課長	吉田孝 君
教育委員長	松尾光則 君	教育長	越秀敏 君
学務課長	立花常喜 君	社会教育課長	山本功 君

職務のために出席した職員

議会事務局長	菊池清美 君	係長	藤原和久 君
主事	渡部亜由美 君		

---

午前10時00分 開議

○議長（廣田光男議員） ただいまから平成27年矢巾町議会定例会を再開します。

ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

17番、米倉清志議員は、通告がありませんが、後刻見えるかと思えます。

これより8月会議を開きます。

---

#### 議事日程の報告

○議長（廣田光男議員） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより本日の議事日程に入ります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（廣田光男議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会議の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により

7番 昆 秀 一 議員

8番 藤 原 梅 昭 議員

9番 川 村 農 夫 議員

の3名を指名します。

---

#### 日程第2 会議期間の決定

○議長（廣田光男議員） 日程第2、会議期間の決定を議題とします。

お諮りします。本日再開の8月会議の会議期間は、8月10日開催の議会運営委員会で決定されたとおり、本日1日としたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

よって、8月会議の期間は、本日1日と決定しました。

---

#### 日程第3 請願・陳情等の審査報告

27請願第5号 「国際平和支援法案」と「平和安全法制整備法案」

の撤回と廃案を求める請願

(総務常任委員長報告)

27 要望第 2 号 消費税増税に伴う養護老人ホームの措置費の単価  
改定について

(教育民生常任委員長報告)

○議長（廣田光男議員） 日程第 3、請願・陳情等の審査報告を議題とします。

総務常任委員会に付託しておりました27請願第 5 号 「国際平和支援法案」と「平和安全法制整備法案」の撤回と廃案を求める請願の審査が終了した旨、報告がありましたので、これを議題とします。

総務常任委員長の報告を求めます。藤原由巳総務常任委員長。

(総務常任委員長 藤原由巳議員 登壇)

○総務常任委員長（藤原由巳議員） それでは、ただいまから請願の審査報告を行います。

平成27年 8 月12日、矢巾町議会議長、廣田光男殿。矢巾町議会総務常任委員会委員長、藤原由巳。

請願陳情審査報告書。本委員会が平成27年矢巾町議会定例会 7 月会議において付託を受けた請願の審査が終了したので、会議規則第94条第 1 項の規定により、その結果を次のとおり報告する。記。1、付議事件名。27請願第 5 号 「国際平和支援法案」と「平和安全法制整備法案」の撤回と廃案を求める請願。請願者、矢巾町大字南矢幅第 6 地割80番地 1、矢巾九条の会、代表世話人、佐藤征克。同じく盛岡市南大通り三丁目 7 番 1 号、矢巾九条の会、代表世話人、伊東宗行。紹介議員、藤原梅昭、川村農夫。

2、委員会開催月日。平成27年 8 月 6 日木曜日。

3、出席委員。藤原由巳、小川文子、廣田清実、山崎道夫、長谷川和男、廣田光男。

4、審査経過。平成27年 8 月 6 日午後 1 時30分開会、委員長挨拶後、27請願第 5 号について請願者より資料に基づき説明を受け、慎重審議した。

5、審査結果。27請願第 5 号、採択すべきものと決定した。

6、審査意見。審査に当たっては、請願者 2 名のうち、矢巾九条の会、代表世話人の佐藤征克氏を説明員として出席を求め、請願趣旨等の説明を受けた。その内容としては、今国会で議論されている国際平和支援法案と平和安全法整備法案については、昨今の国内外の世論等を含め、矢巾町議会では、平成26年 9 月付で政府に対して集团的自衛権に関する閣議決定撤回を求める意見書を提出していることから今回の請願は、全会一致で採択を望みたいと

の説明がありました。

説明員退席後に、出席全委員からの意見を求めたが、請願の趣旨がよく理解できたとの意見も出され、その後表決を行い、全委員の賛同により採択すべきとし、本会議に報告することといたしました。

議員各位には、この趣旨をご理解いただきまして賛同いただきますようお願いを申し上げまして審査意見といたします。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。27請願第5号 「国際平和支援法案」と「平和安全法制整備法案」の撤回と廃案を求める請願を起立により採決します。

本請願に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

お諮りします。27請願第5号 「国際平和支援法案」と「平和安全法制整備法案」の撤回と廃案を求める請願について賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立全員であります。

よって、27請願第5号 「国際平和支援法案」と「平和安全法制整備法案」の撤回と廃案を求める請願については、採択することに決定いたしました。

次に、教育民生常任委員会に付託しておりました27要望第2号 消費税増税に伴う養護老人ホームの措置費の単価改定について審査が終了した旨、報告がありましたので、これを議題とします。

教育民生常任委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長、齊藤正範議員。

（教育民生常任委員長 齊藤正範議員 登壇）

○教育民生常任委員長（齊藤正範議員） それでは、審査を付託された件について報告いたします。

平成27年8月12日、矢巾町議会議長、廣田光男殿。矢巾町議会教育民生常任委員会委員長、齊藤正範。

要望審査報告書。本委員会が平成27年矢巾町議会定例会7月会議において付託を受けた要望の審査が終了したので、会議規則第94条第1項の規定により、その結果を次のとおり報告する。記。1、付議事件名。27要望第2号 消費税増税に伴う養護老人ホームの措置費の単価改定について。要望者、盛岡市三本柳8地割1番3、岩手県社会福祉協議会高齢者福祉協議会会長、渡辺均。岩手県社会福祉協議会高齢者福祉協議会養護老人ホーム部会部会長、久保喜雅。

2、委員会開催月日。平成27年7月29日水曜日。平成27年8月3日月曜日。

3、出席委員。齊藤正範、赤丸秀雄、水本淳一、川村農夫、川村よし子、米倉清志。

4、審査経過。平成27年7月29日午前9時開会、委員長挨拶後、27要望第2号について参考人、雫石の松寿荘施設長の高橋さんより要望資料に基づき説明を受け、内容を検討し、8月3日午後2時から引き続き検討を重ね慎重審議した。

5、審査結果。27要望第2号、趣旨採択すべきものと決定した。

6、審査意見。養護老人ホームは、主に経済的、環境上の理由によって在宅での生活が困難な高齢者の住まいとして老人福祉法のもと、重要な役割を担っている施設であり、県内には17カ所がある。

要望されている措置費は、施設がある市町村において諸数値をもとに算出されており、入所している利用者の出身自治体に請求する制度となっている。

平成26年3月27日付で厚生労働省老健局は、消費税率8%への引き上げに伴い、措置費の改定のお願いを事務連絡で発信しているが、いまだ改定されていない状況である。また、当該施設は、高齢化などにより利用者が年々ふえており、職員の配置基準15対1を上回る人員配置を独自の持ち出しで行っている状況であり、施設運用費用の捻出に苦慮している。

以上の状況から消費税増税に伴う老人ホームの措置費の単価改定の要望については理解するが、当町には当該施設がないことから、措置費を決める状況にないところであります。

以上、議員各位につきましては、この趣旨を踏まえ、賛同願うようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。27要望第2号 消費税増税に伴う養護老人ホームの措置費の単価改定についてを起立により採決します。

本要望に対する委員長の報告は趣旨採択すべきものであります。

お諮りします。委員長の報告のとおり趣旨採択することに賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、27要望第2号 消費税増税に伴う養護老人ホームの措置費の単価改定については、趣旨採択することに決定いたしました。

---

日程第4 議案第51号 矢巾町いじめ問題対策委員会設置条例の制定について

○議長（廣田光男議員） 日程第4、議案第51号 矢巾町いじめ問題対策委員会設置条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとします。

（職員朗読）

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第51号 矢巾町いじめ問題対策委員会設置条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

この条例制定につきましては、町立中学校に在籍する生徒が7月5日に死亡した事案に関し、いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定に基づく調査を行うための組織の設置について必要な事項を定めるものであります。

その内容といたしましては、第1条に目的を規定し、第2条では、町教育委員会の附属機関として矢巾町いじめ問題対策委員会の設置を規定しており、第3条では、同委員会の任務を定め、調査等を行い、その結果を取りまとめてご遺族と町教育委員会へ報告することを規

定しております。第4条では、組織の委員数を6人と定め、第5条では、委員の人選について、ご遺族と町教育委員会が共同して推薦する者の中から町教育委員会が委員を委嘱することと規定しております。第6条から第11条までは、委員会の運営に関し必要な事項を規定しております。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

7番、昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 第9条において守秘義務が規定されております。そして第7条においては、公平性、中立性というものを規定しておりますけれども、第8条において、第5項原則として非公開とするとありますけれども、私は透明性の確保も非常に大事だと思っております。そのために毎回会合後に遺族に対して報告、記者会見などを開き、進捗状況を伝えるなど、透明性の確保を必要と考えますけれども、どのような形で透明性を確保するのか伺います。

○議長（廣田光男議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

公平性、中立性は、もちろん大切なこととございますけれども、ご遺族にとってどのように進められているのかという経過を知るといことも大切なことの一つだと考えております。この通称第三者調査委員会につきましては、今後運営に関しまして規則等も定めますし、また調査委員会の中で実際の運営に関して定めるという規定もございますので、その中でさまざまなことについて検討してまいりたいと思っております。

なお、記者会見というのにつきましては、これはマスコミ等の関係もございますので、この場でどうということは言いかねますけれども、透明性ということにつきましても配慮してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ございませんか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 条例の第11条のところに教育委員会規則に定めるということがありますけれども、教育委員会の附属機関として改めてこの規則を定めるわけですがけれども、

今回遺族の意見を取り入れて、委員を5人から6人にされたわけですがけれども、その遺族に対しての配慮というのは、どのように考えているのか。

それから、今後二度とこのような子どものいじめによると思われる自殺がないようにするためにはどうするかというところを町民一緒に考える場を設ける必要があると思うのですがけれども、そのことはこの条例にはないのですけれども、どのように考えているのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほども申しあげましたけれども、遺族に対して内容につきましてどの程度途中経過をお話しできるのかというのは、調査委員会の中の問題となりますので、その中で話し合っ、先ほど申しあげましたとおり、透明性を高めてまいりたいというふうに考えております。

また、このような事案が二度と起こらないようにというのは、これは町民、それから全てのお子様を持つ保護者あるいはお子様の願いだというふうに私は思っております。また、私どももあってはならないと考えております。

さまざまところでさまざまな話し合いがなされると思いますけれども、私どもといたしましては、学校教育の中で各学校において、当該中学校も含めまして各学校においてこういうことが起こらないようにということをお話し合っ、またそれぞれの機関が連携した連絡協議会も立ち上げておりますので、その中で各学校の情報交流を行いまして、さらに各学校の対策について検討を加えてまいるというふうな形で対処してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ございませんか。

14番、小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 2点ございますが、1点目は、第9条の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とするという項目でございますが、その秘密の範囲、漏らしてはならない範囲と、もちろん全てのことを再発防止とか、いろんなこともありますので、その範囲というのは、どこで誰が決めるのかというところをお聞きいたします。

もう一点目は、現在あれから1カ月たちまして、ネット上では加害と言われる生徒たちの個人のプライバシーもないような状況あるいは誹謗中傷のような書き込みもたくさん見られ

るということで今町民の中には、むしろ今度は加害と言われた子どもたちへの心配をする声がたくさんございます。この子どもたちに2次的な被害が及ばないようにと心配する声がたくさんございます。真相究明するということは、もう第一義的に大事なことでございますが、次にはやはり学校がどの子に対しても命を守るという大儀、どうとっていただいて、全ての子どもの命を守るという、そういう状況で子どもたちにどのようにフォローをしてケアをして当たっていくのかという、今の状況の中での考え方についてお伺いをしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

職務上知り得た秘密というのは、個人情報にかかわるものでございまして、恐らく加害生徒、それから被害、亡くなられた生徒のことも含めて、さらには教職員のこともあろうかと思えますけれども、その辺のところを指すというふうにご理解いただきたいというふうに思っています。

2つ目のネット上での課題でございますが、これはこの事案が起きて間もなく警察と学校と教育委員会とで一堂に会しまして、このネット対策をどうするかということで、ネットを開いているところに削除要請したこともございますけれども、削除しても既に拡散しているものでございまして、なかなか難しいというようなところがあるということでございます。いわゆる当事者となっている生徒につきましては、今は夏休み中ではありますけれども、当該生徒あるいは家庭との連絡を密に行っておりますし、来週からは2学期が始まるわけでございますけれども、教育相談を担当するスクールカウンセラーの配置あるいはそういう相談に長けている養護教諭を1名増員しておりますので、そちらのほうで温かく見守り、なおかつその当事者の声を聞きながら対応してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ございませんか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 大人の世界でもいじめはあると思っておりますけれども、子どもたちは未熟な成長段階にありますので、いじめが普通に遊びの中にあることが普通だと考えております。私は親の立場から見ますと、親と教師と一丸となって子どもの命を守るのが大切だと思っているし、それも一つの教育だと思っております。それで提案なのですけれども、この条例ができて、そしていろいろ皆さんに公開すると思っておりますけれども、やはりこのいじめの問題は、もう大きな問題になってから20年以上たつたのですけれども、まだまだこれから

続くと思います。矢巾北中は2回目のいじめと思われる自殺ですので、ぜひともまたということがないように、みんなで年配の方たちも、そして父母も、そして子どもたちも考えるような場、そしてそういう習慣みたいな、シンポジウムのような、そういうをつくる必要があると思いますけれども、そのようなことは話し合いの中では出るのでしょうか、出ないのでしょうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

当該中学校あるいは町内の小中学校におきまして、いじめに対する対応をどのようにしていくかということにつきましては、当該中学校につきましては、もう少し落ちついた時点でさまざまな研修というか、いろいろな方を招いての講演等をしてまいりたいというふうに考えておりますし、他の小中学校におきましても、議員ご指摘のとおりいじめは普通にあるという前提のもとでそれをどのように見つけて、どのように対応して、どのように解消していくのかということが大切だと考えておりますので、そういう点につきまして子どもだけではなく、教職員も含めた研修を展開してまいりたいというふうに考えております。

なお、当該中学校において2度目ということにつきましては、私どもはそのように考えておりませんので、その点については、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ございませんか。

14番、小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 先ほどの川村よし子議員の2度目ということの1度目の問題を、やはり私は今の段階でもしっかりと検証しなければならないだろうと考えます。今回のことは、本当にお気の毒なことになってしまっていて、本当に私も議員として反省するところもございません。やはりこういう問題をいろんな角度から議論しなければならないと私は思います。一例目というのは、学校の備品を壊してしまった生徒がそれを苦にして自殺をされました。私は議会でそういうことがあったということをお聞きしました。そうして本町では子どもが物を壊したときにどういう対策をとるのかを質問いたしました。そしたならば、越教育長さんは、物を壊すには故意と故意ではないことがある。学校、中学校を見てきたけれども、全額弁償する学校は少なかった、大体が半額程度であったという答弁をなさいました。これは恐らく岩手県内全体がそういう状況に置かれているのだらうと思います。子どもが子どもをいじめるというだけでなく、備品を壊したときに、子どもにその責任を問うということは、学校に

よるいじめではないかなと私は思ってきました。なので、その点も含めて今後検討されてほしいと思っています。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど2度目というのは、みずから命を絶つということは2度目でございます。先ほど2度目でないと言ったのは、いじめによる自殺ということで申し上げたところでございますけれども、ただ、今議員ご指摘のとおりみずから命を絶つというのは、どのような要因が重なっていたにせよ、その子にとっては本当に苦渋な判断というか、またみずから命を絶つというのは、本当に辛いことだなというふうに思っております。どういう原因であるにせよ、みずから命を絶つ生徒が出ないように、さまざまな面で考えていってほしいという議員のご意見は、そのとおりだと思いますので、そのとおり誠実にこれからもこういうことが起こらないように対応してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ございませんか。

5番、齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） 条例の第5条に、委員の選出について、遺族と共同で選出、推薦するということがありますけれども、全協でも話があった委員のメンバーの公開なのですが、この辺については、この第5条のところでも共同推薦するとき、そこまで公表するか、しないかという部分を協議の上するのか。それとも後で第三者委員会のメンバーの中で協議するのかの考えについてお聞きしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

先日の全員協議会の後、勉強させていただきました。確かに早目に公表している例が多くございました。私どもといたしましては、第三者調査委員会、いじめ問題対策委員会の委員に諮りましてから、その委員の同意を得て公表ということになるかどうかわかりませんが、そこで決めさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 採決に入ります。議案第51号 矢巾町いじめ問題対策委員会設置条例の制定についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立全員であります。

よって、議案第51号 矢巾町いじめ問題対策委員会設置条例の制定については原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第52号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（廣田光男議員） 日程第5、議案第52号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第52号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正につきましては、議案第51号でご可決いただきました矢巾町いじめ問題対策委員会の設置に伴い、その委員に地方自治法第203条の2の規定により、非常勤の職員に対し報酬を月額1万5,200円に定めるため、所要の改正を行うものであります。

また、矢巾町内の農産物における有害鳥獣による農作物被害を軽減するため、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づき、鳥獣被害対策実施隊を設置し、有害鳥獣の駆除に携わる実施単位を同法第9条第5項による非常勤の職員とし、報酬を月額3,000円に定めるため、所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 質疑なしと認めます。  
討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第52号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することについて賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立全員であります。

よって、議案第52号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

---

日程第6 議案第53号 平成27年度矢巾町一般会計補正予算（第4号）について

○議長（廣田光男議員） 日程第6、議案第53号 平成27年度矢巾町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（廣田光男議員） 提案理由並びに補正予算案の詳細説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第53号 平成27年度矢巾町一般会計補正予算（第4号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算については、矢巾町いじめ問題対策委員会が本日付で設置することとなりますことから、それらに係る必要経費を補正させていただくものであります。

歳入につきましては、17款繰入金の財政調整基金繰入金を増額補正し、歳出につきましては、10款教育費に学校教育指導事業を新設補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

935万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92億3,378万5,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 川村企画財政課長。

○企画財政課長（川村勝弘君） 町長の命によりまして、議案第53号 平成27年度矢巾町一般会計補正予算（第4号）の詳細について説明をさせていただきます。

なお、説明に当たりましては、款、項、目、節、説明の順に説明をさせていただきます。

9ページをお開き願います。歳入、17款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金935万3,000円、節に参りまして財政調整基金繰入金同額、説明欄のとおりでございます。

13ページをお開き願います。歳出、10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費935万3,000円、節に参りまして報酬273万6,000円、報償費91万2,000円、旅費474万円、需用費4万8,000円、委託料86万4,000円、備品購入費5万3,000円、それぞれ矢巾町いじめ問題対策委員会設置に伴います諸経費ということになっております。

以上をもちまして議案第53号 平成27年度矢巾町一般会計補正予算（第4号）の詳細について説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（廣田光男議員） 提案理由並びに詳細説明が終わりました。

お諮りします。歳入歳出一括して質疑を行いたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議がないようでありますので、一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 1点質問します。ページ数で13ページ、消耗品4万8,000円と用備品5万3,000円、その中身をお知らせください。

○議長（廣田光男議員） 立花学務課長。

○学務課長（立花常喜君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

どちらも会議の際の議事録の作成に係る経費でございます。消耗品等につきましては、録音用のCD-R、それからスマートメディア等の経費になっております。もう一つ、備品購入費のほうにつきましては、会議の際の録音のためのレコーダー2台を購入する予定とな

っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ございませんか。

7番、昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 歳出のほうなのですけれども、委員会の委員報酬、これさっきの報酬の額で割ると、大体30回くらいではないかなと考えますけれども、その回数理由を教えてください。

○議長（廣田光男議員） 立花学務課長。

○学務課長（立花常喜君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

現在委員会のほうの会議につきましては、大体20回ほどを想定しております。そのほかに個別の調査等に要する報酬ということで、こちらのほうは延べで60回ほどの個別調査が必要ではないかということで想定をして予算を計上させていただいております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第53号 平成27年度矢巾町一般会計補正予算（第4号）についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立全員であります。

よって、議案第53号 平成27年度矢巾町一般会計補正予算（第4号）については原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

高橋町長ほか参与の方々には退席されて結構です。

午前10時50分 休憩

-----

午前10時52分 再開

○議長（廣田光男議員） 再開します。

---

日程第7 発議案第15号 「国際平和支援法案」と「平和安全法制整備法案」  
の撤回と廃案を求める意見書の提出について

○議長（廣田光男議員） 日程第7、発議案第15号 「国際平和支援法案」と「平和安全法制整備法案」の撤回と廃案を求める意見書の提出についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明を求めます。

15番、藤原由巳議員。

（15番 藤原由巳議員 登壇）

○15番（藤原由巳議員） それでは、提案理由の説明を述べさせていただきます。

内容につきましては、冒頭ありました請願審査の報告書によるもので、全くその内容と同等とさせていただいて結構だと思います。ここで書面にありますので、朗読をさせていただきます。

「国際平和支援法案」と「平和安全法制整備法案」の撤回と廃案を求める意見書。

政府は、第189通常国会に国際平和支援法案及び平和安全法整備法案の2法案を提出しました。昨年7月1日に行った集団的自衛権行使容認の閣議決定は、戦後の日本のあり方を根底から覆すものです。一内閣の憲法解釈の変更と閣議決定で行うことは、近代立憲主義の根本を破壊する暴挙であり、断じて許されません。

また、今国会の衆議院の憲法審査会における自民党、公明党推薦の憲法を専門とする参考人の3人全員が集団的自衛権の行使は憲法違反と断じています。国民世論の過半数も2つの法案と今国会での成立に強く反対しております。今国会に提出されている2法案は、集団的自衛権の行使につながるものであり、戦後70年の平和憲法のもとでの我が国の基本政策を転換し、戦争を放棄した平和国家のあり方を変えるもので認めることはできません。

よって、速やかに安保法制関連2法案の撤回と廃案を強く求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定に基づきまして意見書を提出いたしたいと思っておりますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

なお、ご可決いただければ、本日付で内閣総理大臣、安倍晋三殿、防衛大臣、中谷元殿、

衆議院議長、大島理森殿、参議院議長、山崎正昭殿に議長名で提出をいたしたいということでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 質疑なしと認めます。  
討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。発議案第15号 「国際平和支援法案」と「平和安全法制整備法案」の撤回と廃案を求める意見書の提出についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立全員であります。

よって、発議案第15号 「国際平和支援法案」と「平和安全法制整備法案」の撤回と廃案を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

---

○議長（廣田光男議員） 以上をもって本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもって平成27年矢巾町議会定例会8月会議を閉じます。大変ご苦労さまでした。

午前10時58分 閉議

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

署名議員